

砂川事件

【訴訟】1957年，アメリカ軍の立川基地（当時・東京都北多摩郡砂川町。現・立川市）拡張に対する反対運動の過程で起きた，日米安保条約の合憲性が争われた事件。

【判決】第一審の東京地裁は，在日米軍は憲法第9条の禁止する戦力にあたり違憲であると判断しました。しかし1959年，最高裁は，条約のように高度の政治性をもつものは，政治部門である国会や内閣に委ねられるべきとする考え方（統治行為論）によって憲法判断を回避しました。

恵庭事件

【訴訟】北海道恵庭町の牧場主が，乳量の減少などを避けるために射撃訓練の中止などを自衛隊と交渉していました。1962年，自衛隊が演習を再開したため，中止させようと基地の通信連絡線を切断したことから，自衛隊法違反として訴えられた事件。被告側の弁護人は，自衛隊が憲法第9条に違反するものであるから自衛隊法も違憲であると主張しました。

【判決】1967年，札幌地裁は，基地通信連絡線の切断については無罪とし，自衛隊の合憲・違憲については判断を避けました。